

国民年金

市民課 ☎(32)8895

■加入者

種別	加入者
第1号被保険者	20歳から60歳未満の方で、自営業者、農林業者、学生、無職等の方
第2号被保険者	厚生年金、各種共済組合の加入者
第3号被保険者	厚生年金、各種共済組合の加入者である第2号被保険者に扶養されている配偶者 ※配偶者の勤務先に届出が必要です。

■保険料

種別	納付方法
第1号被保険者 (強制加入)	日本年金機構から送られてくる納付書で納付します。 口座振替・クレジットカード支払いもありますのでご利用ください(事前の申出が必要です)。
第2号被保険者 (強制加入)	厚生年金や共済組合の保険料と一緒に給料から天引きされますので、自分で納める必要はありません。
第3号被保険者 (強制加入)	配偶者の加入する厚生年金や共済組合が制度全体として負担する仕組みとなっていますので、自分で納める必要はありません。
保険料の免除 納付猶予	経済的な理由から保険料を納められない場合は、申請することにより保険料を免除または猶予されることがあります。申請手続きは、毎年必要です。 ただし、前年に全額免除または納付猶予の承認を受けた人に限り、毎年度の申請書の提出が不要となります。免除の期間は7月から翌年6月までです。
学生納付特例	大学・短大・各種学校(科目履修性、外国の学校などは対象とならない場合があります)等の学生が申請することにより、本人の所得によって保険料の納付が猶予されます。 納付特例の期間は毎年4月から翌年3月までです。

■届出・請求

届出が必要な状況	手続き	届出先
会社を退職したとき	国民年金加入(第1号被保険者)手続き	市民課
配偶者が扶養からはずれたとき		
配偶者の扶養となったとき	第3号被保険者手続き	配偶者の勤務先
配偶者の会社が変わったとき	第3号被保険者(変更届)	配偶者の新しい勤務先
年金手帳、基礎年金番号通知書をなくしたとき	基礎年金番号通知書の再交付手続き	第1号被保険者 市民課または年金事務所 第2号被保険者 勤務先 第3号被保険者 配偶者の勤務先
口座振替(開始・停止・変更)をするとき	口座振替申出書等の提出	金融機関または年金事務所
納付書をなくしたとき	納付書再発行	市民課または年金事務所
収入が少なく保険料の納付が困難なとき	免除・納付猶予申請	市民課
学生で収入が少なく保険料の納付が困難なとき	学生納付特例申請	
65歳になったとき	老齢基礎年金の手続き	第1号被保険者期間のみの方 市民課 それ以外の方 年金事務所
障がいの状態になったとき	障がい基礎年金の手続き	初診日に第1号被保険者 市民課 初診日に第2・3号被保険者 年金事務所
国民年金加入中に死亡したとき	遺族基礎年金の手続き 寡婦年金・死亡一時金請求	市民課
年金受給者が死亡したとき	死亡届・未支給年金手続き	障がい基礎年金・遺族基礎年金・寡婦年金のみを受給している場合 市民課 それ以外の場合 年金事務所
付加年金に加入するとき	付加年金の加入手続き	市民課
第1号被保険者が海外に転出するとき	第1号被保険者資格喪失届 (希望者は国民年金任意加入届)	市民課

付加年金とその仕組み

付加年金とは、国民年金の第1号被保険者や任意加入被保険者が、定額保険料に付加保険料を上乗せして納付することで、将来、老齢基礎年金に上乗せして支給される制度です。

付加保険料は月額400円です。受給額の計算式は、年額200円×付加保険料納付月数となります。

※付加年金は申し込みの日から加入となります。さかのぼっての加入はできません。

※国民年金基金に加入中の方は、付加年金に加入することができません。

※老齢基礎年金を繰上げ・繰下げ請求した場合は、付加年金も減額率・増額率に応じて減額・増額されます。